

今月の経理情報

2005年5月

今回のテーマ： 法人契約の保険の税務

法人の役員退職金の財源の準備、リスクマネジメント等に保険を活用することができます。

1 法人契約の生命保険に係る取扱い

	保険金受取人		主契約保険料	特約保険料	契約者配当
	死亡保険金	生存保険金			
養老保険	法人		資産計上	損金算入 (注)	益金算入 (資産計上額から控除可)
	従業員等の遺族	役員、従業員	給与		益金算入
	従業員等の遺族	法人	1/2 資産計上 1/2 損金算入(注)		
定期保険	法人		損金算入	損金算入 (注)	益金算入
	従業員等の遺族		損金算入(注)		

(注) 役員又は特定の使用人を被保険者(特約保険料の場合は受取人)としている場合には、給与として取り扱われます。

(1) 終身保険は、養老保険の死亡保険金と同様の取扱いになります。

(2) 受取保険金の取扱い

法人が受取人……………益金算入(資産計上額は損金算入)
 養老保険の生存保険金を従業員等が受ける場合……一時所得
 従業員等の遺族が受取人……………みなし相続財産

(3) 長期平準定期保険(注1)、逡増定期保険(注2)の取扱い

当初の保険期間の6割相当期間は支払保険料の1/2(逡増定期保険は契約期間により1/2、2/3又は3/4)を資産計上。残期間に応じこれを取り崩し、損金算入。

注1 期間満了時の被保険者の年齢>70歳、かつ、加入時の年齢+保険期間×2>105のもの

注2 保険金額が5倍までの範囲で増加する定期保険のうち、期間満了時の被保険者の年齢>60歳、かつ、加入時の年齢+保険期間×2>90のもの

2 一般的な活用例

活 用 例	保 険 種 類
役員の勇退退職金・死亡退職金・弔慰金の財源準備	主に定期保険・長期平準定期保険・逡増定期保険
従業員の福利厚生制度の充実	主に養老保険(福利厚生プラン)
事業承継対策(自社株買取資金・相続税納税対策資金の準備)	主に長期平準定期保険・逡増定期保険・終身保険
経営者に万が一の場合の借入金対策	主に定期保険(借入期間中の保障)

お見逃しなく!

受取保険金を財源として役員退職金を支給する場合には、過大役員退職金の判定・損金算入時期・証拠資料の保存(取締役会議事録・株主総会議事録・役員退職慰労金支給規程等)に注意が必要です。